



マルチ商法(ネットワークビジネス)

～借金を抱え、友達を失ったり、自分が加害者になることも～



「簡単にもうかる」「マージンが入る」などと成功例だけ聞かされ、加入条件として高額な金銭を支払って販売組織に入った結果、会員を増やせずに借金を抱えてしまうことが多い。

消費者へのアドバイス

- ・素人が「簡単にもうかる」などあり得ません。聞かされる成功例には踊らされないこと!
- ・知人や先輩から誘われても、あやしいと感じたらきっぱりと断りましょう!
- ・契約してしまっても、20日以内ならクーリング・オフが可能です。できるだけ早く消費者センターまたはお住まいの市町村相談窓口にご相談しましょう!

ご相談・お問い合わせは

◎島根県消費者センター 〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

◎石見地区相談室 〒698-0007 益田市昭和町13-1

県益田合同庁舎1階

TEL & FAX 0856-23-3657